下限面積(別段の面積)

多良間村の農地又は採草放牧地の権利を取得するには、権利取得後の面積を含めて **5 0** アール以上の経営面積が必要です。上記面積に達しないと許可できません。

平成12年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(1) 農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わない。

理由 管内の農家は90%の農家が50アール以上耕作しているため。 管内の遊休農地率が低い状況であるため。